

予算審査特別委員会

日 時 令和7年3月13日（木）

9：00～12：03

場 所 議場

出席者 議長、副議長、議員7名（欠席：なし）（傍聴者：なし）

説明員 福家病院事業管理者、北垣次長、浅田課長、榎尾室長、安達室長、坂本課長、
高木主任

書 記 長崎局長、倉光書記

○櫃田委員長 おはようございます。予算審査を再開します。

本日は日南病院、地域づくり推進課、農林課の再聞き取りを行います。

それでは、日南病院から始めます。

委員の皆さんの質疑を許します。

大西保委員。

○大西委員 日南病院の事業として、令和7年度2つ、外国人人材のことにあります。

1つは、新たに今年度4名の方を来てもらうために625万9,000円、一人頭150万、これは私はいいと思います。1年以内に、スムーズになります。問題は令和6年度、要するに現在の、ちょうど1年前に鳥取城北、そして3年後、要するに4年目にやっと日南病院に来るという事業、これのトータルかかる費用940万、一人頭約500万円という事で、1年前の経過からいくと途中で6年度では補正予算がかかり、そして今年度、新年度予算では費用見込みは334万8,000円ということ、そして、それがかかるということですが、特に令和7年度の中で地域づくりのほうの90万はこの中に入っているのでしょうか、ないのでしょうか、教えてください、まず。

○櫃田委員長 福家事業管理者。

○福家病院事業管理者 地域づくりからの出る補助については、この中に入っております。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 うん、確かに入っていないと思うんですよ。要するに、これは別のところでもいいんですけど、きっちりとかかった費用、この2人の人材に、90万は病院の費用じゃあ

りませんが、ただ事業者に支援するということで、地域では90万入れていますので、これも入れとかなないと判断ミスになるんですよ。これは、令和8年度は町のほうは幾らか見込みあるんですか。今これ出していただいているの、令和8年までの見込みをまた出していますが、令和8年も90万ぐらい出るんですか、地域づくりからは。

○櫃田委員長 北垣次長。

○北垣次長 令和7年度についても、令和8年についても、資料の1枚目の一番下の町補助分のところが、地域づくり推進課から補助金として病院のほうに入ってくる金額になります。3分の2の補助をいただくという形で予定しています。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 町補助分の42万3,000円のところの項目に、その90万ですか、が町のやつが入るとるという解釈でええですか。

○櫃田委員長 そのほかございませんか。

大西保委員。

○大西委員 1つは、質問の中で奨学金387万ということを言われて、もう一度確認しますが、何年間、病院で勤務することによって免除なのか、もう一度、5年なのか、6年なのかを教えてください。

○櫃田委員長 福家事業管理者。

○福家病院事業管理者 387万は見ていただきましたように総事業、それぞれの町、県、県社協、それから、病院がトータルで380万という貸与の費用となっております。病院規定としまして、今回の奨学金の規定では5年就業で免除というふうにしております。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 5年免除の奨学金の金額は387万でいいんでしょうか。

○櫃田委員長 福家事業管理者。

○福家病院事業管理者 失礼しました。県社協につきましては、一応3年間働けば、この部分は免除になるという扱いになっておるところでございます。一応貸与分というふうに私ども、一つのくくりと捉えて387万円というふうな金額を出しておりますが、ちょっとそれぞれ制度がばらばら、ばらばらというか、3年でもう返さなくてもいいよということがちょっと一部に入っておるんですけど、一応5年間というものを設けております。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 それならば、我々、予算審査するわけですから、県のは3年幾ら、町は6年

幾らで合算して387万としとかなないと、我々ここで話は聞いてるんですけど、これは、実際に2名は理解されておるんですか、そういうことは。

○櫃田委員長 福家事業管理者。

○福家病院事業管理者 2名におきましては、それぞれに契約書、それから誓約書、それから規定を日本語及び本国語に全部変換して、それぞれで、この内容の確認という形で取らせていただいております。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 なかなか奨学金の制度とかいうの、日本人でもなかなか詳しく分からないのに、初めて日本に来て、ミャンマーでどのような教育受けられたか分かりませんが、本当に擦れ違いというのがあるんですよ、そんなはずじゃない。日本の常識が向こうの常識と言えません。大変心配しとる。なぜかという、この1年間の中で令和6年度の審査する、ちょうど3月頃の資料と今でも相当変わってます、内容も変わってます。そういうこと、大変心配するんですよ。3年間のうちで、1年目でこんだけこころ変わるということは、まだまだ予想外でした、想定外でしたということで。一番大事なのは、この2名の方が安来で研修し、そして、あかねの郷で1年、2年でも3年でも本当に介護の職員として充実なことをやっていただけたら別よ。いや、思い違いでしたとか言われても困るんで。

それで、どういうんか、私は契約書の内容をどうのこうの言いませんけども、特に重要なところ、特に奨学金返済のところだけでも、部分的にそこだけでも見せて、いや、見せるいうんか、資料を見たほうがいいと思うんですよ。私は、日本人でも理解するのが奨学金、例えば日本でいくと、大学である、高校であるときは、奨学金は例えば240万にしましょう、4年間借りるときでも月5万、毎月、月5万来るんですよ。借りるとき4年間ですけど、返済は20年で均等で割って利息ついたり、無利子の場合ある。そうやって返済していくわけ、通常の奨学金というのは。この場合の奨学金いうのは、恐らくミャンマーの方は、ええっと、何にも言いませんでした、質問もなかったですか、その説明するとき、立ち会っておられなかったのか、書類にサインしてくださいと言われたのか、ちょっとその辺を確認します。

○櫃田委員長 北垣次長。

○北垣次長 現地に行きまして、説明の際には担任の先生もついていただいて、契約書に判こを押す文化も含めて、一緒になって説明させていただいて、留学生自身もしっかり理解したということで、サインと判こもしていただきました。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 そのときによく言うのは、当事者と町ですけども、立会人とかいうことでやっとなないと、いや、知りませんという内容になるかも分からないって、大事なん、そこなんです。第三者を入れてやっとなないと、いや、理解してるはずや、日本人でも理解できない内容、結構あるのに、契約の中で。大変危惧しますけど、それ以上言いません。

それで、その中で、もし1年、2年でどうしてももう帰ってしまう。これから法律も変わって、1年か2年間は同じ施設におってもいいけども、3年以降は替わってもよくなるわけですよ。そのときに、3年目なんで辞めたいと、Aの施設に行きたいと言ったときに協議するとありますが、その協議する内容はどのような内容に契約上なっておるのか。今言うように、奨学金ですから、貸与ですから、今言うた387万のうち、県は3年間勤められなかったら返さないかんでしょう。それも書いてあるんですか。例えば1年目で辞めた場合、2年目で辞めたら県はどうなっておるのか、町は5年間ですか、途中で辞めたらどうなってる、それをきっちりされとるんですか。協議をするとなってるんですけど、その基準がなかったら、後から高額な、本人にとっては大変かわいそうな思いさせるんです。

○櫃田委員長 福家事業管理者。

○福家病院事業管理者 まず、日南病院と本人との契約の規定の中では協議すると。その協議の内容につきましては、返済額、返済期間という形に当然なる、要するに返さなければいけない金額と、その返済期間と返済額ですね。県のほうの部分の規定によれば、返却させるものとするという文面しか実は存在しません。いつの期間であるか、あるいは幾らであるかということは県の規定の中には、特に要綱の中には記載はございません。町の部分に関しましては、返却させることができるのできる規定というふうになっております。ですので、一応、また返済額等につきましては、法務省のほうから本人の収入の1割程度のもの、それ以上のものは駄目だと、あるいは一括返済を求めることは駄目だというふうな、具体的な指示も法務省のほうからの文面ではございます。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 いや、だから、そこまで分かるとるんならば、そこを明確にしてあげないと。日本の法律で法務省はこうだった、そこまで調べとるんならば、事細かくしてあげないと。いや、県は今、何か言うたら3年間で明確になってない。いや、そうじゃないでしょう。実質は、県もある奨学金を180万で3年間借りました。そして何年間で、6年間、介護

の関係です。作業療法士とか理学療法士とか、そういった方もY M C Aでは県で、将来、県で勤めると、県外に行ったら駄目ですよ、県外に行ったらすぐ返さないけません、県内で6年間勤めれば返済しなくても免除しますとなつとるわけですよ。ところが、5年で辞めたら、その180万を返さないかんわけですよ。だから、そのとおり明確にしないと、今のこれやったら、それから法務省やったら月報酬の1割とか2割と、今言うてる387万の何ばかいうのも、はっきり言いまして、普通の民間でやったら、これ焦げついた形に初めから、なるんですよということを言いたいわけですよ。

今、本当に5年間おられるのかしら、もしいかなかったら誰がどう責任取るんですか。取れないですよ、議会も承認したら議会も責任があるわけですよ。その辺はもう一遍よく調査していただきたい。私、これをこの1年間で物すごく予算に変遷してます、そして、やっと今回、1年たってからもう940万もかかるということが分かったわけですよ。大変心配しとったわけです。何で回りくどいことをやって、するかな、その反省を基に、新年度、7年度は600万で4人来るわけですよ。もう即働ける。はっきり言うて、これ方針がまづかったということ、はっきり言わないといけないと思いますよ。考え方が甘かったから、4年先では遅いから、今回は直接会社を選定して、早く来るところ選定したから、今回4名、7年度中に来るようになったということでしょう。もうここははっきりとする。考え方が甘かったということを言い切らない限り、2人の実習生がかわいそうや、実習生じゃない、今、研修してる、かわいそうですよ。そして、来たら返済しなければならない、多額の金額を返済しなければならないと、それはどう思われますか。

○櫃田委員長 福家事業管理者。

○福家病院事業管理者 委員おっしゃるいうのも当然、今回の選択に対しては、1つの選択方法として、結果的に多額のこういった費用がかかってしまったということは非常に否めない部分でございますので。（発言する者あり）はい。やはり目標はしっかり勤め上げていただくということに、これから日南病院で働くまでの期間、しっかりと本人たちを支え、そういう、どういふんですか、不安を与えない、日南町で働く意欲をしっかりと持たせていただくように、我々がその辺りは支援して努めたいというふうに思っております。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 そういう気持ちで本当に2年先に修了して、ちゃんと日南病院に役立つ人材になっていただきたい。

それで、1つは今度4名の方のこの金額、これは登録支援委託費ということで、これ、ず

っと毎年発生すると思います。受入れ期間は、これでいろいろフォローしてくれるんですよ、いろんなこと、トラブルあったときとか登録とかね。これは4人来るのは、私はいいと思う。この2名の方は今スカイバードさん、鳥取城北の方は日南病院に来るまでのあと2年間は面倒見てくれるんですか。

○櫃田委員長 北垣次長。

○北垣次長 スカイバードさんと今のところ、今後2年間のところで直接御支援をいただくってことは今、想定はしていません。学校側のほうで今回、講座開設の準備ですとかプラスアルファのところの支援のほうをしていただくような形で、学校側と今、協力体制を組んでますので、そこでよほど問題がない限りは学校のほうと一緒に進めていくっていう形になります。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 極端だけど、学校にそういった責任取ってくれるんですね。例えば大体受入れ機関、海外は送り出し機関、日本が受入れ機関、ここが全部管理するんですよ、行き帰りは。ただ、留学生、今回は留学生から今度、実際に研修するわけですよ。それはもうスカイバードさんは手続、2回変更の、在留資格の切替え2回は手伝う、この2年間も安来のその施設が全部面倒見てくれるんですね、本当ですね、それ。大丈夫ですか。

○櫃田委員長 北垣次長。

○北垣次長 今回の在留資格更新については、留学生の部分を更新するだけですので、そこについては特に学校側で問題ないですっていうことを聞いてます。一番大変なのが、学校卒業後、就職する際の変更については司法書士さんですか、あたりと契約をさせていただいて、しないと、ちょっと外部機関に委託しないとできないだろうということで、そこは恐らくスカイバードさんなりに委託することになるかもしれません。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 ですから、もう入ってきたところが、本当にスカイバードさんが、ずっとつながっておれば責任持ってやってくれるんですよ。1つ大きなこと言う、過去にはこういうことあるんですよ、逃亡ということがあるんですよ。もうしょっちゅうあったんですよ。そのときは、受入れ機関は免許なくなるんですよ。それで別に別会社立てて、すぐまたやる。もうこういう悪質業者、それから送り出し機関は悪質業者ばかりで、実習生は本当にお金を本国に送るために来てるのに、会社が潰れてしまったとか、もうそんなことで日本のこの制度の割といっぱい出てきとったわけですよ。もう今は相当整備されて、きちっ

とした受入れ機関、今、介護人材ということで、もう重点的に、どこともそういう介護人材を取り合いしてます。だから、その辺、今後のフォローのためにももう少し踏み切って、場合によれば、隣の町が今現在10人介護職員がおられます。同じミャンマーです。ですから、どのようなやり方をしてるのか、どのような管理してるのか、どういう問題が起きてるぐらいは聞いておられますか。全く聞いておられないんでしょうか、どうでしょうか。

○櫃田委員長 北垣次長。

○北垣次長 今回の外国人材の雇用について、電話のほうで自治体病院、ちょっと京都の自治体病院さんのほうに、自治体病院ならではの困り事がないかということで、いろいろ相談させていただいたことと、鳥取県西部の介護事業所のほうに2回伺いまして、どんな形で育成されたのかとか困り事がなかったのかっていうところは、看護部長含めて聞き取りのほうをさせていただいてます。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 いや、私言うてるのはすぐ隣の町ですよ。そこには10人おるんだ、今現在で。この4月に4人来るんですよ、ミャンマーから。なぜ聞かないんですか。部屋の大きさも全部あります。どういうトラブルが起きてるか、買物はどうしてる、すぐ近くですよ、米子まで行かなくても。ですから、それはそこですよ。あっちこっち、遠いところに聞いたり、どうのこうのじゃなしに、これから実習生とか、その辺の方は携帯がありますから、情報はどんどん流れますよ、こうだった、ああだった、そういうことも想定してないと、それで、そして差がつけば、すみません、日南病院辞めて、あちらに行きますと。そういう介護資格の取れるような方でしたら、どこでも欲しいですから、本当に3年、4年先になったら出ていきますよ。それから、奨学金も収入の1割ぐらいしか取れない、そういうんやったら帰りますわと。その辺が慎重にさせていただきたいと思うんですが、これ以上言っただけではいけませんので、時間ばかり取ってはいけません。

ただ、この資料、今作っていただきました。この1年間、相当変わりました。今後も想定外、想定外とかいろいろ入るかも分かりませんが、これをベースにどう変化して、どう追加していったら、どうなるか、もう一度、奨学金のことも明確にしとかないと、もう一度念を押すようにね。1回だけの説明で、契約で、うん、分かりましたんだ、日本人でも考えますよ。ああ、こうだ、ええ、立会い者がいた。それで本当に日本人でも納得しない場合もありますよ。それで理解したからサインしてもらった、向こう分かりませんよ、お金のことは分からないですから、何ぼ要るやら、どうやって返済するやら、そういう勉強

もしてないかも知れない。いや、もう十分な勉強してるかも知れませんよ。それを大変危惧しますんで、十分注意して執行していただきたいと思います。

これ以上言うてもあれなんでこれで結構です。終わります。

○櫃田委員長 そのほかございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、日南病院の再開き取りを終了いたします。お疲れさまでした。

再開を9時40分といたします。

〔休 憩〕

○櫃田委員長 予算審査を再開します。

続きまして、地域づくり推進課の再開き取りを行います。

資料の説明をお願いします。

榎尾室長。

○榎尾室長 失礼いたします。まず、集落支援のほうについて説明をさせていただきたいと思います。各課提出資料の地域づくり推進課、集落支援の勤務状況についてのファイルのほうを御覧いただければと思います。

令和6年度、4月から1月までの実績ということで上げさせていただいております。支給額につきましては1月末の状況で記載させていただいております。その後、活動時間につきましては、時給単価のほうが1,250円となりますので、それで割り戻したものが活動時間となります。割り戻した時間を日数に直したものが③の欄で、④の欄は活動時間を10か月で割ったものということで御覧いただければと思います。5の欄につきましては、週の平均活動時間となります。6の欄につきましては、月の平均支給額となります。7番につきましては、さき6を12か月で乗したもの、掛けたものとなります。しかしながら、募集要項のほうにも定めておりますが、年間の報酬、活動費の支給額のほうが、240万が上限となります。黄色く示させていただいているところは、見込みとして240万を超えそうなので、リミットの240万で計算させていただいているところでございます。したがって、例えば石見の欄、個別支援員A、支援員Bのそれぞれ足し上げても、この240万円よりオーバーしてしまいましたが、上限ということで、240万で切っているところでございます。

資料につきましては以上となります。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 今回、資料請求しまして、1月末でどうだということで出されましたが、私

からいえば、ここで1から7までの計算されてますけども、こういう計算は必要ないとは思っております。なぜか、毎月チェックしておれば分かるわけですよ。あえて議会に対して説明されましたけども、例えば今、地域名まで言われたんで、私、言えはいけないと思って言いませんが、では、2月、3月、2か月間は、オーバーを見込まれたところはちゃんと事前に事務局から言われてるのか、まち協の中でこうだよということ言われたの、どちらがどのようにしておるのでしょうか。

○櫃田委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 すみません、資料のほうにつきましては毎月活動報告、今ちょっと持って上がってますが、こういったものをもらって日数の管理のほうはしております。その合計ということで今回、資料出させていただいてるところでございます。

この240万の上限につきましては、過去からの経過もありますが、ここがリミットということは事務局、地域づくり推進課、まちづくり協議会の事務長、それは認識してるところでございますので、毎年2月、3月、それぞれで勤務調整をしながら活動をされているのが実態でございます。以上です。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 今の世間で言われてる103万円の壁と同じで、これは240万円の壁というのと同じです。要するに学生アルバイトの方が11月、12月、繁忙期には自分はもう102万来たから働けませんのと同じことであって、本当はできる限り平準化は難しいと思います。各地域でいろんなイベントをされてます。そして、各地域が忙しいときは各地域に、事務長さん中心に、あそこ応援しよう、こちらも応援してもらえる、そして、日南町全体のまちづくりの強化というんですか、なっておるの、そうだと思うんですね。当然特化して、その人らが物すごい忙しなるかも分かりませんが、あくまで予算で上限240万。

まず、これはできて十三、四年になると思うんです。私が自治会長のときから、これがスタートしたと思うんですけど、当初38万円だったんですね、集落支援、たしか。38万円ぐらい、40万切っておったんですよ。それから住宅、空き家とか、いろんな調査するということで140万円に、38万もありました。そして140万、強化型になったという記憶しております。そして何年か、いやあ、それ、やっぱり強化型で240万まで上がりました。1人でなくてもいい、2人でも。240万円の枠、中には地域によれば4人ぐらいのともあります。僕はそれでいいと思うんですね、やはり、このときはとかつち

ゆう期間とか、年齢もありますから。

そこでのなぜ、言いたいのは、3か月に一遍ぐらいは集計して、どういう状況、それでトータル、これは毎月報酬になるわけですよ、毎月報酬なんですね。それはまち協で払うわけじゃないと思うんで。地域づくりがこれで月々にね、これは1日から月末までだと思うんですが、いつ払うか分かりませんけども、当然分かったはずでしょう。それはどうなんですか。そういう事前管理はできないんでしょうか。

○櫃田委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 毎月この勤務の報告書というのは頂いて、うちのほうでも状況というのはそれぞれ確認しながら、まち協と確認しながらやっているところでございます。

集落支援員さんの支払いについてというところでございますが、こちらにつきましては、まち協のほうでしていただいております。その中で、先ほど委員おっしゃられましたように、やはり時期によって繁忙期でありましたり、そういったところがあるので、年間を、今240万を上限にさせていただいておりますが、何とかその中で回るような形でやってくださいということをお願いしてるところでございます。今後、活動が多岐にわたって、集落支援員さんの負荷ってところが今現在も多分にあるんですが、そういったところも踏まえて上限額のアップっていうのは今後、課題として検討していかないとはいけないとは思いますが、原則、今のところ、令和7年度の当初予算上げさせていただいておりますものにつきましても、240万の活動の中で1年間、何とかやりくりをしてくださいということをお願いしてるところです。以上です。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 私は、240万がどうの、240万決めてある、その中でやりましょう、それ温度差はあります、いろいろ、ええ。それで、例えばまち協さんとか事務長会議では年、何回かやられてますけども、例えばいろんな活動してる、いろんな各地域でやってる集落支援員さんが年に1回か2回か集まって、あつ、私たちはこういうことやってますよ、こういうこと、問題がありますよというような、集落支援員さんだけの会というんですか、やっぱり情報交換、ああ、そういうこともあるんか、気づきもあります、あつ、そしたら、いいことだな、集落支援員としてそういう支援もしてるんだな、各地域に。あくまでこれは各地域に、私、一番聞いたの、何でもいいと聞いたんですよ。何でも集落支援員さんが集落のためにやることであればいいですよと聞いておるんで、物すごい幅広い活用ができるわけ。そうすれば、A地域がこういうやつやってる、B地域、あつ、そんなことやって

るんかと気づきになるわけ。事務長会議ではあるかも分かりません。やっぱり集落支援員さんだけでも年に1回か2回、新年度はされてはいかがかと思うんですが、その辺はどうでしょう。

○櫃田委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 先ほど委員おっしゃられましたように、集落支援員さんだけを集めての会っていうのは正直できておりませんので、そういった場を設けて意見交換、一体どういうことをやっているのかっていうような情報交換も踏まえて開催してみたいと思います。以上です。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 この集落支援員って、240万というんですか、それは前年度の、6年度と7年、同金額が予算化されてます。それはいいんですが、新たに17ページに集落支援員交付金ということで、移住定住枠各地域1名、7名、280万、要するにこれに上乗せされるわけですね、単純に言えば。いや、違う言うたら違うんですよ。でも、私は、もともと集落支援員の強化型するとき、空き家であるとか移住定住のために強化型として、新たにこの280万、各地域に40万、1名を配置された、もう一度、説明されたと思うんですが、予算の最初のときに、それはどのようにしていこうとしてる。また、それは各地域にはもう説明しておるのか、いや、これから予算が決まり次第するのか、これから募集するのか、それはどのようになっておりますか。

○櫃田委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 先ほど委員おっしゃられましたように、予算委員会、当日のときにも説明させていただいたところでございますが、今年度新しくする内容ということで、この予算通過後、募集のほうをかけてまいりたいと思います。内容としましては、現状の集落支援員の活動の中でも空き家の調査であったりとか、そういったことをしていただいておりますが、いわゆる空き家の調査でありましたり、地域へ溶け込むっていうところが課題と感じております。そういったところに選任する集落支援員ということで、いわゆる兼業型のほうになりますが、40万円を交付するような形でやっていきたいと考えております。

ただし、令和7年度につきましては、こちらでも御説明させていただいたこと、重複して申し訳ないんですが、例えば民間企業でもこの集落支援員を受けることができます。例えば7年度につきましては、空き家に関する調査ということを中心にさせていただきたいなと思っております。あくまで具体例となりますが、例えばゆうちょ、郵便局ですね、郵便局

の職員さんが集落支援員を受けることができるようになりました。現に、報道等でも御存じかと思いますが、出ております。そういったところを民間、いわゆるそこへ特化した形で集落支援員の活用もできるのではないかなと考えておりますので、そこにつきましては地域づくり推進課主導になりますが、地域とよく話をしていきながら、こういった人材を入れていくか、最終的には決定し、募集をかけてまいりたいと思っているところです。以上です。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 確かにそのような聞いた記憶がありますが、例えばこれ全地域でしょう。全地域ですから、温度差はあると思うんですよ。特に郵便局になれば、郵便局が配置されている地域、いや、それ以外もあるかも分かん、民間と言われたんで、あんまり特定の地域は言えませんが、そうすれば今から募集を、こうやるということで、実質は何月ぐらいからスタートを考えておられるんですか。

○櫃田委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 実際にはもう春先から募集はかけさせていただきたいかなっていうのは考えております。あと、いわゆる各地域分とはなりますが、例えば40万円掛ける7というところを、地域ではなく、日南町全体っていうような形でもちょっと考えさせていただいておりまして、いわゆるその辺りはまちづくり協議会さんともちょっと相談しながらっていうようなことにはなりますけど、まずは来年度、空き家っていうところを主に整理させて、このお金を使いながら整理させていただく、要はその次は人と人をつないでいく、こういったところを主眼に置きながら、このお金のほうを使わせていただきたいと考えております。以上です。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 そうならば、今、山里Loadにちなんがありますが、そこでも移住定住で相談を重点的にされてます。逆にそこに強化かけるのか、そこに人員配置、280万ですから、極端なことで1名配置してやるほうがいいのか、地域に、いや、ここは手挙げた、ここは挙げた、いや、それ、ちょっともう一度検討されたらどうですか。私は思うのにね、もう一度言いますと、もともとの集落支援員で強化型というのは、空き家であるとか移住定住とか、その辺を強化するために強化型になっとるわけですよ、私の認識ですよ、間違っと思ったってください。それで今回新たに郵便局も手を挙げたらどうぞと。それ1時間当たり1,250円ということは副業ですね、郵便局にすれば、誰でも手挙げたらええ

と。それも上限は40万円なのか、やったらやっただけの報酬なのかはどうなんですか。

○櫃田委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 すみません。一例として郵便局、出させていただいておりますが、いわゆる総務省の見解によりますと、郵便局が受けることもできますよ、委託で受けることができますよってような内容となっております。ですんで、その辺りは郵便局さんと相談していく必要があるかと思いますが、前段の手挙げがある、ないっていうのは、正直、温度差があるっていうのは承知しているところでございます。その辺りも踏まえて地域とよく話をしながら、例えば2つの集落を見る人1人ですとか、そういった配置も考え得ると思います。ですんで、地域にとらわれることなく、空き家の調査であったり、地域に溶け込むような、橋渡しができるような人材っていうのを募集してまいりたいと考えております。以上です。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 私は、あえて各地域1名の予算枠280万よりも、今現在、集落支援員さんが各地域、多いところで4名の方がおられます。私は、そこに強化されたらいいんじゃないでしょうか。それで、この強化型も120万と240万だと、1と2とありますね。恐らく1の場合で8万2,500円いうたら、ほとんど活動されてない方もおられますし、18万いうて、これもまた平均、週3時間しかしてない方もおられます。それ新たにこの280万を何か、ただ単にぽんと投げ出してるだけで、国から金が申請したら下りるからやってるような気がします。

それであれば、この集落支援員さん、今の仕事でもっと本当集めて、話しして、こういうのできませんかって、その分、プラスアルファしますよと。極端なこと言いますと、今、上限240万だけど、上限280万、これ持ってきて上乗せしますよと、そしたら、もっと活動できますでしょうと。逆にそっちのほうは今から募集かけても、過去にあったのは、ある地域は10年近く集落支援ゼロだったんですよ、いなかったから。それでもできとったんですよ。いや、この頃は2名になっておられます、それは集落支援員になってます。そういう経過もあるわけですよ。

だから、地域によって温度差もあります、戸数も違います。そう思えば、総合的にただ単に240万もし要るならば、集落支援トータル今240万ですけども、これを280万にして、その中でされたらどうかと。そのほうが管理しやすいんじゃないですか。これでまた今言うて、郵便局さん管理して、日報出してくださいよ、じゃあ、どこがこれを管

理するんですか。今まではまち協さんで、事務長さん、そして判は会長さんが判を押しとったわけですよ。今度この280万の7名の方はどこが日々管理し、日報を出し、次にはどこが決めるか。それ決めとかなないと煩雑になって、蓋開けてみたらゼロだった、逆にオーバーしちゃったってということになると思うんですが、いかがでしょうか。

○櫃田委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 先ほども申し上げましたが、この280万につきましては、基本的には町のほうで管理っていうところはしてまいりたいと思います。繰り返しになってまいりますが、基本的には手挙げのなかったところにつきましても配置できるような形、要は2地域に対して1人を配置するとですとか、そういったところも事前に協議をした上で、配置っていうところは考えてまいりたいと思っております。以上です。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 こういうまちづくりの活性化、それから本当に今、空き家であるとか移住定住、物すごくこれを推進しなければならないんで、各地域の事務長さん、それから集落支援員さん、いろんな一堂に会して、本当に方向性、令和8年度こうやっていくんだということを共通認識しないと駄目だと思うんですよ。簡単に言えば、事務長会議は年間何回されてますか、何か月ごとに。

○櫃田委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 事務長会につきましては、おおむね今2か月に一遍程度行っているところでございます。以上です。

○櫃田委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 まず、そもそものところをお聞きしますけれども、総務省の資料によれば、集落支援員1人当たりの上限額、選任の場合には485万円となってるんですが、これを240万円としている理由は何だったんですしたっけ。

○櫃田委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 こちらにつきまして過去からの経過もあつたりはしますが、町で一番の出だしっていうところは、町の給与単価といいますか、そういうところを割り戻して、そこを基準につくったものとなっております。先ほど委員おっしゃられましたように、総務省からいただける特別交付税の措置額っていうところで申し上げますと485万円が上限となっておりますので、活動内容、こういったところもいわゆる吟味していきながら、この上限額っていうところについては今後検討していきたいとは思いますが、まずは令和7年度

の予算につきましては、この240万円というのを継続させていただきながら、内容、要は勤務形態、こういったところも踏まえて協議をしてまいりたいと思います。以上です。

○櫃田委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 現状、先ほど拝見すると、もう既に1月の時点ですか、上限額に達しているというところもあるわけで、何ていうんですか、そういう場合には町の裁量で上限額を上げることができるというふうに考えていいんですか。

○櫃田委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 すみません、先ほどの内容がちょっと明確でなかったんですが、令和6年度、あくまで当初、募集要項としましては、令和7年度もそうですが、上限額240万円ということで募集をかけさせていただいておりますので、その当該年度中に上限額を変更するっていうのはなかなかできないのかなと思っております。するのであれば年度当初、いわゆるそういったところで金額の変更というのは考えていけないのかなと思ってるところでございます。ですんで、直近で申し上げますと、令和7年度中にまちづくり協議会さんとも話をしていきながらと併せ、今の時給の単価1,250円の高い、低いっていうのもいろいろあろうかと思います。そういったところを総合的に議論していきながら、この上限額っていうのは考えてまいりたいと思います。以上です。

○櫃田委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 上限額については本当に、もちろん地域によって、人によって違うんですが、上げてほしいという要望はお聞きしておりますので、ちょっとそこは積極的に検討していただきたいと思います。

それと、あと、お聞きしたいのは、今回7年度の予算で、部活動のコーディネーターにも集落支援員を活用するというので、先ほどはその兼任で郵便局という話もあったんですが、総務省の資料を拝見すると、例えばデマンド交通システムなど、地域交通の確保ということも集落支援員ができるということが書いてあるわけです。地域によっての偏りができるからというようなことはあるかもしれませんが、例えば多里のNPOなどで集落支援員を活用するということは考えられないんでしょうか。

○櫃田委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 可能か不可能かでいうと、可能です。そういった財源を充当するというのもでき得ると思います。集落支援員さんに関してだけ申し上げますと、今、日南町では行っておりませんが、例えばまちづくり協議会の会長さんを集落支援員に任命するですとか、

自治会長さんを集落支援員に任命するといった、こういったことも考え得ると思います。令和7年度につきましては、こういったところもまち協さんであったり、自治会長さんと協議をしていきながら、集落支援員の在り方っていうところは検討してまいりたいと思います。以上です。

○櫃田委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 そのときに何か国側の縛りとかっていうのはある、多分あるんですよね。1つの自治体で何人じゃなきゃいけないとか、金額がどのぐらいじゃいけないとかっていう、その辺のこともちょっと教えてもらえればと思うんですけども。

○櫃田委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 基本的には上限の人数っていうのはないっていうふうに考えておりますが、やる時間数っていうところはあるかと思います。例えば時間数が何時間、すみません、ちょっと具体的な時間数忘れてしまいました、この時間未満であれば40万円が交付税の措置額、これ措置額の話になりますが、交付税の措置額が40万円ですよとかっていう下限の時間帯があったりしますので、そういったところを見ながらやっていけば有利な制度だと考えてますんで、できるように考えてまいりたいと思います。以上です。

○櫃田委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 この集落支援員の募集についての項目をお伺いしますが、7年度の募集の概要とかが載っておりますが、これは6年度もこれに準じた募集をされておられましたか。

○櫃田委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 内容としましては6年度、7年度、大きく募集概要について変えたところはないです。以上です。

○櫃田委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 この中で自分1点気になったのが、応募資格の①のほうで募集地域在住の人というのが書いてあるわけなんです、これ6年度にも当該地域在住でない人が集落支援員をされていた実態はないわけですか。

○櫃田委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 日南町に住所を有しない人で集落支援員になられた方はいらっしゃいません。ただし、この地域っていうくくりがもし、いわゆるまち協単位っていう地域であるならば、仕事の内容に、ああ、例えばほかの地域から、例えば私、多里ですが、多里の人間が日野上の集落支援員になれるっていうケースはあったりします。ですんで、幅広い形で募集

をかけさせていただいてるのは事実でございます。その背景には、先ほど委員もおっしゃられましたが、各地域によって集落支援員の成り手がいないというのは上がっております。ですんで、そこを補完する意味でも、広い範囲っていうところ、日南町内っていうところをベースにした考え方ってというのはさせていただいております。以上です。

○櫃田委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 大変分かりにくい、当該、何か募集地域というのが町内というのは初めて今認識しましたので、やはりこれはおかしいとは思いますが、また、もう1点、今、先ほど郵便局とか、いろんな法人とかいろいろ、いろんな方に集落支援員をお願いする、会社との契約の下でありますけど、そこに勤務されてる方が町内に在住されているとは限らないわけで、その方が郵便配達であったり、荷物の配送をしながら何らかの協力をするというようなことをされても、これは集落支援員として認めることができるわけなんですか。

○櫃田委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 現に近畿、大阪の郵便局の管内においては実際にそういった形で活動をされてる実態がございますので、するっていうことを表明されておられますので、実際そういった形で、例えば郵便局さんということになれば、そういったお願いの仕方っていうのもできるのではないかなと思っております。以上です。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 3点ほどお聞きしたいんですが、まず1点目、今、応募資格のところで話出ました。私も応募資格で、②の例として、まちづくり協議会、自治会、NPO等での活動経験者などという具体事例が出てます。この場合に、まち協さんの会長さんであるとか、もう辞めた方はいいんですが、現職のまちづくり協議会の会長さんとか現職の自治会長さんとかについては、経験者いうよりも現職なんですが、現職もいいんでしょうか。

○櫃田委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 まち協の会長につきましては、まちづくり協議会を統括する方となりますので、基本的には集落支援員、まち協の会長でありながら集落支援員ってというのはちょっと難しいのかなってというのは思います。一方で、自治会長さんに関して申し上げますと、自治会長さんの兼務っていうところでは、兼務っていう形で、自治会長しながら集落支援員をしていただくってというのは、その地域、まさしく知っておられる方になりますので、そこについて排除するっていう考え方はございません。以上です。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員　それで、次に聞きます。毎年、町報に役員さん決まりましたというときに、町報に、5月か6月号に、まず、まち協さんの会長さんの写真が出ます。コメントも出たりします。それから次に、自治会長さんもずらっと出ます、やっぱり知っていただくために。次に、集落支援員もずらっと出てましたが、令和6年度は全くなかったの、私、大体こういうのはずっと見るんですよ、どういう方が集落支援員になってるかと。なぜ令和6年度は、写真はなかったんでしょうか。

○櫃田委員長　浅田課長。

○浅田地域づくり推進課長　当然、活動を知ってもらおうという上では、広報に顔写真入りで、こういった方がなっておられるということをお知らせすることは必要なことかもしれませんが、そのときの紙面の都合であったり、それから基本的にこの集落支援員さんっていうのは、やはり当初、御存じのとおり、まち協の事務長の補佐という、サポートをメインにしてもらったりということを最初にしていただいとったんで、各地域のしていただく仕事というのは、やはりまち協の会長の命の下に事務長がそこは差配しながら、年間これぐらい働いてもらってというようなことで活動してもらっています。したがって、地域に密着しとるということは間違いありませんけれども、事務長のサポートというような仕事もしとる方もありましたら、そこはそこまで地域に知っていただく必要はないとは言いませんけれども、そこまで周知する必要はあるかないかというところは、また御議論いただきたいと思いますけども、そういった要望がありましたら、また、やっぱり皆さんに知ってほしいということがありましたら、紙面のほうにも掲載を考えたいと思いますので、また事務長等にも話を聞きながら、地域にも話を聞きながら、その辺は対応していきたいと思っております。

○櫃田委員長　大西保委員。

○大西委員　いや、何年も続いて、ずっと写真貼っておられるのに、突如として令和6年度、だから、私はあえて町に対して言いませんでした、なぜかなと。でも、今の課長の言い方受けて、ええっという感じです、紙面がとか。何が重要なのかということです。やはりまち協の会長さん、事務長さんとかね、ずっとこうやって皆さん知ってもらうための町報でしょう。要するに集落支援員さんはいろんなとこに顔出されてる、誰かに頼めばええという思いがあって、やっぱり知らせるべきです。名前だけじゃなしに、写真まで入ってるっていうことは、町で出会っても、地域で出会っても、ああ、集落支援員さん、ちょっと困ってます、これ何とか相談したとかね、それは地域づくりの活性化のために必要だ

と思うんですよ。それはちゃんとすべきではないでしょうか。

○櫃田委員長 浅田課長。

○浅田地域づくり推進課長 おっしゃるとおり、活動内容等を知っていただくというのは必要なことだと思いますし、ですんで、それは広報の一番最初に、年度初めのときに載せるということじゃなくて、また、こういった活動をしてもらっとるということも知っていただくように広報もしていきたいと思いますし、活動内容ですね。あと、地域でそれぞれまち協ごとにもやはり広報出しておられます。そういったところには、積極的にそういったことをPRしていただくということを事務長さん等にもお願いしながら、広報、PRのほうには努めていきたいと思っております。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 それは課長として、やっぱり町全体でこういう事業をやって、こうやっていっとるんだいうことで、私は、いや、まち協の中だけでじゃなしにね、協力し合って、あっ、あれはあの地域の方が来てくれてるんだなと、集落支援員さんがいうことで重要だと思うんで、ぜひこれはやっていただきたい、要望だけ言うときます。

それと、同じ応募資格の中で④番の成年被後見人は分かるんですけど、被保佐人って、これはこの字でいいんでしょうか、被保佐の保。（発言する者あり）いや、これは正しいと言われれば、はい、そうですかになるんですが。

○櫃田委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 被保佐人につきましては、字はこの字で合っております。以上です。

○櫃田委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 ちょっと集落支援員の移住定住の地域枠の関係ですが、私も今、最初の説明で町が直接その方を、集落支援員を採用するというのをちょっと初めて聞きまして、私もてっきり、まち協の中の一つの集落支援員の仕事としての枠で入られるのかなと思ったんですけど、違うわけなんですね。要は町が何だ、何、雇用契約じゃない、何ていうんですか、これ報酬的なもの、アルバイト、ちょっとした、そういうような感じですね。そのところがよく分からなかったのが、ああ、そういうことかって今認識したんですけども、7年度の地域づくりサポーター集落支援の募集についてとあるんですけども、また、地域づくりサポーターという名前で、括弧書きで集落支援員ということになってるんですけど、もう名前が新しいのがぼっぼこぼっぼこ出てきまして、何が何かよう全く本当に分からなくなってくる。新しい言葉、これまではずっと集落支援員という言葉だったのに、どう見

ても、今後は地域づくりサポーターという名前になりそうな雰囲気がしますけども、この辺りのやっぱり名前のつけ方にしても、これまでなじんだものを使っていくべきだろうなと思いますし、ほんで、この募集についても、これ結局、応募された方に対しては、先ほど説明があったんですけども、資金的なものはまち協から支出するんですよね。雇用契約はないにしても、その契約先は、集落支援員さんは一体誰と契約して仕事をされとるんですか、それが本当によろしく分かんないです。

○櫃田委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 まず、地域づくりサポーターという表現ですが、すみません、これ以前から使ってる表現でして、大変、我々もちょっと説明するときに集落支援員という言い方を使っておりまして、正直、募集要項に関しては、もうかなり昔からこの地域づくりサポーター使ってはいるんですが、すみません、なじみのない表現で、ちょっとその辺りは改めるようにしていきたいと思います。

今現在の集落支援員さんに関しての、いわゆる辞令っていうところは、町長とまち協の会長の連名で辞令のほうを出させていただいております。そうなりますと、雇用契約っていうところで申し上げると、双方っていうところになるのかなっていうことを思っております。以上です。

○櫃田委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 分かりました。これまでの一般的な集落支援の方はまち協への交付金の中に含まれておるということで、負担金補助及び交付金という中でよろしいかと思うんですけども、移住定住枠は町が直接やるわけなんで、それが負担金補助及び交付金っていうのは、予算の名前としたら正しくないんじゃないのかなと私は思うんですけど、どうでしょうか。

○櫃田委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 すみません、表現のほうは、申し訳ないんですが、いわゆる直接、町の会計年度任用職員っていうことであるならば賃金でありましたり、そういったところで計上するのがそうなんですが、一番最初に想定し得るものとして、まち協さんも踏まえて、そこをお願いをするべきなのか、委託、委託っていいですか、いわゆる自治協議会の中で全体をまとめて差配するっていうことをちょっと念頭に置いていたために、補助金、補助っていうところで置いております。その事務局は町となりますんで、事務局のほうで管理は行う、こういったスキームで今のところは進めさせていただきたいと思ってるということです。以上で

す。

○櫃田委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 何か誰と雇用契約的なものをするのか、誰が賃金を支払うのかっていうのが正直このような要項にはね、これ見ても分からないんですよ。誰からお金を私はもらえるんですか、誰の仕事をするんですかっていうのが分からない、全く。もう一つ、これとは違う形で今度、移住定住枠っていうのを募集するわけですよ。やっぱりそこら辺りのところを明確に書かないと、さっき言ったように、一般の集落支援員であれば町長とまち協会長との連名での、いわゆる契約をしますよっていうことになるわけですよ。支払いはまち協から出ますよと、賃金として。移住定住の枠のほうは、町長との契約で町から支払いますよと。やっぱりそのところが何か抜けとって、本当に誰のための仕事を幾らでしてということが、やっぱりこれから、募集要項からも読み取れないと要項にならんと思います。そのところが1点。

一番、新たなできたもので、移住定住枠の集落支援員ですけども、やっぱりここの移住定住の部分っていうのは山里L o a dが発足した当時から、観光と移住定住は山里L o a dに集中的に集約して、町内の観光と移住定住を推進するんだという大きな役割を持って法人を設立したわけなんですよ。やっぱりそこんところは、こういうふうに予算は上がってはいるんだけど、これでしたら、もうそれこそ山里L o a dのもっと力入れる。そういうような、やっぱり方針に沿ったものを予算化して、事業を進めるべきだと思っています。これは予算書ではこういう形で出てきたんだけど、基本的に町のスタンスとすれば、その方向を向いて進めるべきじゃないのかなと私は思います。その部分というのが、どういったらいいんですかね、今まで言ってこられたんですけども、ちょっとうんって私は個人的には思います。ということで、その部分についてはまた、あ、山里L o a dの話はここで。

○櫃田委員長 どうぞ。

○岩崎委員 あ、いいですか。

○櫃田委員長 はい。

○岩崎委員 特にあれだったんです。（発言する者あり）説明員がちょっと足りなかったんだな。ああ、すみませんね。やっぱりこの話になると、ちょっと事業の枠だけでは、横のつながりがあるんで、どうしましうかね。山里の関係っていうのは、聞き取りは……。

○櫃田委員長 この後の農林課の後にしましょうか、可能であれば、課長、どうでしょうか。

○岩崎委員 よろしいですか。ちょっと急なことを言って申し訳ないですけども。

○櫃田委員長 午前中だったらいける。（発言する者あり）はい、この後、農林課の聞き取りの、午前中であれば可能ということで。

○岩崎委員 すみません。ほんなら、ちょっとお時間を取りますけども、事前に言っとけばよかったんですけども、やっぱり話が広がってくると、どうしても連携、つながり部分がありますんで、よろしくお願いします。

○櫃田委員長 そのほかございませんか。よろしいですか。

○櫃田委員長 どうぞ、岩崎昭男委員。

○岩崎委員 ガバメントクラウドの話です。うん、これを聞かにゃいけん。説明をちょっとお願いします。

○櫃田委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 続きまして、ガバメントクラウドのほうの説明をさせていただきたいと思います。資料のほう御覧いただければと思います。

今回示させていただいておりますのが、いわゆる費目によって分けさせていただきました。役務費、委託料、備品購入費について、それぞれ標準化ガバクラ全体費用、いわゆる標準化に係る全体の費用と、続いて、列的には地域づくり推進課が要求しているもの、住民課が要求しているもの、福祉保健課が要求しているものを縦書きで、縦列で見いただければと思います。その中で説明資料、表の左のほうになりますが、11番、役務費の下に、標準準拠システム運用に係る委託料6,074万8,000円の内訳というふうに書いておりますのは、地域づくり推進課の説明資料で申し上げますと、18ページに記載させてる金額の中で、どれだけガバクラの費用が含まれているのかというような形で見ていただければと思います。

まず、役務費につきましては、主にガバクラの利用料というところを上げさせていただいております。上段から申し上げますと、戸籍のシステム、AWSでありましたり、総合行政システム、OCIでありましたり、こういった形でランニングコストのほうを役務費のほうでは計上をさせていただいております。

続いて、中段といいますか、12番、委託料については、2段書きとさせていただいております。いわゆる保守やネットワークの保守費っていうところを2,863万1,00

0円のうち、ガバクラに係る費用ということで上げております。保守費用とシステムの利用料のほうを上げさせていただいております。すみません、システムの利用料につきましては、電算保守計画全体一括契約の中で包含しておりまして、本来であれば役務費であります、委託料のほうで計上させていただいてるところです。

続いて、その下、二重業務の標準準拠対応関連作業費ってということで、6,819万2,000円のほうを上げさせていただいております。この中の金額、すみません、小計がちょっと後ほど説明させていただきますが、この部分に係る金額6,819万2,000円の内訳が、この3段書き分、4,949万2,000円と5,500、1,320の合計が6,819万2,000円と。ああ、6,819万2,000円の内訳が4,949万2,000円と550万と1,320万になります。

上の段と下の段を、すみません、これを足すと8,129万7,000円、ちょっと分かりにくい表現になって申し訳ないんですが、予算の振り分けで役務費に分けてるところと委託料に分けてる関係で、こっちのガバメントクラウドの全体の費用より要求額のほうが多く見えてるのはちょっとそういった理由です。いわゆる2,863万1,000円のところの1行目に書いてある672万6,000円分が役務費から委託料のほうに来ている関係で、本来あるべき役務費と委託料の内訳とちょっと違っておりますので、そのことは御了解願いたいと思います。

最後となります。備品購入費ってということで、いわゆるガバクラの副回線に係るイニシャル部分となります。こういった形で内訳のほうをさせていただいております。

令和7年度日南町全体でのガバクラの費用ってということになりますと、イニシャル、ランニング含めまして1億4,773万5,000円となります。そのうち地域づくり推進課で要求させていただいております、いわゆる18ページの中に要求させていただいておりますのが1億4,246万2,000円となります。以上でございます。

○櫃田委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 ガバクラ全体の金額が出てきて非常に分かりやすくなって1億4,700万程度ということで、非常に多くの経費がかかってくるということで、ほとんどが今度ランニングの部分も非常に大きいということになるなと読み取れます。

今回伺いたかったメインのところは備品購入のところなんです、実は。前回ちょっと何かのタイミングで質問もして、全協のときでしたかね、質問をさせていただいたんですけども、代替の接続用の線、線というか、ネットワークですね、これっていうのが災害等

でガバクラにつなげられなくなった場合、今の線で、それに代わるものというような位置づけがあったんですけども、そのものをもう一回、すみません、代替のネットワークってどういうふうな形の、物理的な部分で教えていただければと思います。

○櫃田委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 まず、副回線について、代替回線についての考え方について説明をさせていただきます。そちらにつきましては、今現在、町のほうでシンクライアントシステムの副回線でも活用しております方法を取らせてもらいたいと思います。具体的にキャリアさんの回線を使うっていうことになります。その回線につきましては、閉域網となっておりまして、そちらの回線のほうを、このガバクラにつきましても同じような形で採用させていただきたいと考えているところです。以上です。

○櫃田委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 すみません、ちょっとその閉域網はどういう意味ですか。

○櫃田委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 いわゆるクローズされたものというふうに御理解いただければと思います。以上です。

○櫃田委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 先ほど申しましたが、光を使うのか、通信、衛星を使うのか、そういうようなところ、その物理的なつながりを教えていただきたい。

○櫃田委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 基本的にはキャリアの電波を使うようになりますので、最終的な部分で申し上げますと、光ケーブルっていうところになろうかと思います。その光ケーブルにつきましては、町が貸し出ししているエリアであれば町のものも使ったりしますし、ドコモさんであったり、エーユーさんであったり、ソフトバンクさん、それぞれ引かれた線っていうところを活用するっていうことを想定しております。以上です。

○櫃田委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 結局、日南町から米子までですね、データセンターがあるところまでは。結局、キャリアさんであれ、恐らく同じようなルートを通して光ファイバーが敷設されているんじゃないのかなって思ったりもします。そうすると、既存の本線というか、メインの回線と同じ物理的な光ファイバーを使っていると想定するんですが、そこら辺の確認はできますか。

○櫃田委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 各種４大キャリアさんがどこに線を引かれているのかっていうところを確認していけば、たどることができるのかなと思います。あとは各自治体が引いてるものについて、もうそこに貸出しをしているのであれば、そこは追えるのかなっていうところだと思います。２月２０日にあった全員協議会の中で委員のほうがおっしゃられました、いわゆる衛星っていうところも手段としてあろうかと思います。衛星についても実際、キャリアのサービスとして展開されてるところもありますが、今現在やろうとしております部分で、この回線、上り下りも正直早いです。下りに関しても２２０メガが出ていましたし、上りに関しても３０メガぐらい出ておりますので、業務上支障があるっていうことは考えてはおりませんが、その電波を使って、いわゆる行政がやろう、今、我々がやろうとしているデータがうまくいくのかどうなのかっていうところはまだまだ検証の段階でして、実際に近隣でもそういったことを採用されてるところがないのが現状です。

そういったところも踏まえて、まずは、委員御心配していただいておりますように、物理線使って、切れたら一緒っていうところは承知はしておりますが、まずはそういったところから、例えばうちの電算室にある一部のスイッチが故障しましたっていうときに、対応するためのものっていうところもあったりしますので、まずはキャリアさんの電波を使ってっていうところを採用させていただきながら、いわゆるＢＣＰ、事業の継続性っていうところになりますと、委員おっしゃられましたように、衛星っていうところも、いろんな情報を集めていながら検討のほうはしていきたいかなと思っております。以上です。

○櫃田委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 じゃあ、キャリアの電波はということで、本当に、例えば、具体的に言やドコモであるとかエーユーであるか、そういうような電波を使つてのバックアップ、代替回線というのが今は構築されとるということでよろしいんですね。

もともと光ファイバーの敷設のルートっていうのが、鳥取情報ハイウェイっていうのがありますよね。これも恐らくどこかのシステムの中では使っておると思うんですけども、これは非常に大きな光の迂回ルートというか、冗長性を持たせた形になっておりまして、鳥取県全域と岡山県も含めて大きなループになっているんですよ。ですから、具体的に言うと、日南町から米子市までの間っていうのも大きなループになっておるというふうに捉えるんですけども、そういう、その鳥取情報ハイウェイっていうのは冗長性を持たせた形で、今のガバメントクラウドとかいうのは、それはそれとして生きているというふう

に捉えてよろしいんですか。

○櫃田委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 委員おっしゃられましたように、そのことに関しては生きている、生きているっていいですか、それを、まずは、まずそこが主回線になりますんで、その主回線の中でも冗長性を持たせた形っていうのは取ってまいりたいと考えております。以上です。

○櫃田委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 もう具体的にキャリアはどこですか、言えるものであれば言っていただければ。

○櫃田委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 ガバクラに関しては契約を行っておりませんので、今後っていうことになりますが、今現在、新クライアントのシステムで採用しておりますキャリアにつきましては、ドコモさんの回線を使わせていただいております。以上です。

○櫃田委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 財源ですけれども、18ページに書いてあるのは国庫補助金で2種類あって、合わせても3,500万円少し、その程度で、これだと、ここに書いてあるイニシャル分すら賄えないという感じなんですけれども、ほかに財源として、例えば交付税措置されるというふうなことが分かってるものがあれば教えてほしいんですけれども。

○櫃田委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 こちらにつきましてはの上限額は、令和5年に最終的に調査があったときの上限額を基に設定されているものでございます。基本的にそこから出たものにつきましては普通交付税等で措置されるっていうことで、国のほうからは通達が来ているのが現状でございます。以上です。

○櫃田委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 そうすると、全部で今回、令和7年度だけで1億4,800万近くですけれども、これ全額、町からの手出しは基本的にはないということなんですか。

○櫃田委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 すみません、ちょっと説明が不足していて申し訳ございません。先ほど申し上げた補助金はイニシャルの費用にかかるものとなります。したがって、令和5年以降も標準仕様書というのが改定されるたびに、いわゆる委託に係るシステムの開発費っていうのが上がっておりますんで、補助金より実際のイニシャル金額のほうが高くなって、

今計上させていただいております。その相差につきましては、交付税のほうで措置されるってことで確認はしておりますが、いわゆるランニング部分につきましては、今後どのような形で交付税算入されるのか、なかなかちょっと分かりにくいところがありますが、基本的には普通交付税で措置するってことでは聞いてはおりますが、ちょっと見えにくいもの、普通交付税ですと、どうしても見えにくいものとなりますので、その辺り、具体的なものが出てまいりますのが4月以降となりますので、いわゆる財政部局ともよく協議しながら、一体、今どれぐらいのランニングを見ていただけるのかってところは精査してまいりたいと思います。以上です。

○櫃田委員長 荒金敏江委員。

○荒金委員 話していただいている内容が私にはほとんど理解できないんですけど、パソコンの関係が苦手です。このガバクラにつなげるということで、何がどうよくなるのかというか、どういうメリットがあってこれをするのかっていうのを、素人にも分かるように教えていただきたいですが。

○櫃田委員長 浅田課長。

○浅田地域づくり推進課長 私も素人ですので、聞いたところによる、今、私が知ってる知識のほうでお話ししたいと思いますけれども。まず、そもそもガバメントクラウドというのはクラウド上にデータとかシステムが入っていくということ、これは理解していただけると思うんですけども、その国のほうが指定したそのガバメントクラウド、クラウドの中にシステム、標準的なシステムを入れることで、例えば法改正があったときには、それに準じたシステム改修を、これまでは町が独自に発注して、今でいう、うちでいうケイズさんとかにシステム改修とかもお願いしてやってたところを、町が発注するのは一緒なんですけれども、それをもうクラウド上でやってしまうので、そこを、そういったベンダーさんといいますか、システムを開発したり、修正したりするところ、そこが一括して行いますので、そこに係る費用は安くなるということは、うたい文句には最初ありました。当然そのシステムの改修においても、こちらが指示することはありませんので、標準的なシステムですので、国のほうが示した法改正とかによってシステムを改修していくことができるということで、間違いといいますか、システムの不具合等、そういったものがリスクは軽減されるというところがメリットとしては上げられると思います。

○櫃田委員長 荒金敏江委員。

○荒金委員 ということは、今までも低所得者世帯にどんな金額を補助するとかっていう

ときに、改めて何かシステムをつくらなくちゃいけないとかっていうふうなことがあって、早くにはできないんだってというふうな話がありましたけれど、そういうことがスムーズにできるようになるっていうことですか。

○櫃田委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 先ほど課長申し上げましたとおり、いわゆる制度改正という一面を切り取りますと、都度、国で決められたそれぞれの制度ってところが、例えば税の制度でありまして、先ほど委員おっしゃられましたように給付金の制度、こういったところが出たたびに都度、各自治体が持っている既存のシステムを改修して、極端な話、例えば税率を変えますとか、そういったところ、なかなかあれですね。例えば何かの上限を変えますとかっていったときに、システムの内部のプログラムを変更していく必要があります。そういったものを、各自治体がそれぞれベンダーと委託契約をして、間違いがないようにっていうことでやっていくわけですが、一括クラウド上にあることによって、一律、同じ標準仕様書に基づいて行うっていうことで、各自治体、いわゆる担当者レベルで申し上げますと、その辺りの改修に係る、考えないといけないってところは軽減されるっていうことで思っております。ですので、今後ガバメントクラウドに移行した折には、日南町独自でシステムの改修っていうものを大きく捉えなくても、そこを、一括その会社ができるっていう面では負担は軽減されるのかなと思っていますとこです。以上です。

○櫃田委員長 荒金敏江委員。

○荒金委員 ということは、職員の負担が減るっていうのと、お金の面でも改修していく費用が減るということになるということですか。

○櫃田委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 先ほど課長が申し上げましたように、一番最初、そういったところをうたい文句としてスタートをしているところでございますが、実際に稼働するのが今後になりますので、そのときに実際どういった形で、例えば標準仕様書変更があったときに我々が対応しないといけないものっていうのは今後ちょっと、今後になってしまうので、どれくらいの負担料になるのかっていうところはちょっと見えない部分ではありますが、基本的にはうちの自治体単独で考えるっていうことはなくなりますので、その部分の負担っていうところは軽減されると思っています。以上です。

○櫃田委員長 荒金敏江委員。

○荒金委員 数字忘れましたが、24だったかな、十幾つだったかな、のものをつなぐ

んだっていうのがどこだかに書いてあったと思うんですけど、それは全部一括してつながなくちゃいけないものなのか、それとも例えば、よう分からないけど、介護保険とか、その部分はつながずにできるとか、何かそういうものですか。

○櫃田委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 恐らく二重業務の話かと思います。基本、今、日南町が使ってるシステムのベンダーさん、大きく分けて3種類ございます。それぞれが今現在、標準化に向けて新しいシステムのほうに開発のほうを進められておられます。したがって、今、現行のシステムにつきまして新しい対応を行わないってなったときに、ガバクラのほうに移行しないっていう選択肢のほうの日南町では正直あり得なくて、現行システムは、日南町の場合、令和7年度中にガバクラのほうに移行します。今現在使ってるシステムについては、ベンダー側のほうから、令和7年度以降の制度改正には対応しませんっていうような形で話を来ております。したがって、日南町の選択肢とすれば、ガバクラのほうに移行しない限り、制度改正があったときに、今、日南町が使ってる既存のシステムの制度改正には対応できないので、乗り換えないっていう選択肢が、すみません、ないっていう状況となっております。以上です。

○櫃田委員長 簡潔に質問をお願いします。

岡本健三委員。

○岡本委員 それはちょっと今初めて聞きましたけども、ベンダー側がもうそれに対応しないっていうのは、何かそれは法的な縛りがあってなのか、それとももうベンダー側が、要するに皆さんがガバメントクラウドに移るから、そういうサービスをやめますって言うてるのか、どういうことなんですか。もうそれだと強制的ですよ、本当に。

○櫃田委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 ベンダー側のほうは、令和7年度末に今度、今のシステム、ガバクラのシステムを完成させるっていうところに、全てのリソース、ほぼほぼリソースかけているのが現状です。したがって、なかなか今現在使っているシステム、要は2つのシステムを両方見ないといけないっていうことになりますんで、そうすると、両方が間に合わないとか、両方がおろそかに、おろそかになるか、そういったことはないとは思いますが、そこへ対してのリソースかけることより、今、令和7年度末までに今の現行システムを開発して、運用できるような体制っていうところに時間を割いていただいておりますので、なかなか並列した運用っていうのが難しいっていうことは聞いております。以上です。

○櫃田委員長 地域づくり推進課の再開き取りを終了いたしますが、この後に農林課を行いまして、農林課の後に、再度、地域づくりの山里L o a dの再開き取りを午前中に行いたいと思いますので、御協力のほどお願いいたします。

それでは、地域づくり推進課の再開き取りを終了いたします。お疲れさまでした。

ここで暫時休憩いたします。再開を11時といたします。

〔休 憩〕

○櫃田委員長 予算審査を再開いたします。

農林課の再開き取りを行います。そして午前中、この後、先ほどの山里L o a dの再開き取りをしたいということで、地域推進課を予定しておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。質問は簡潔にお願いいたします。

それでは、農林課の再開き取りを行います。

資料の説明はありますか。特にないですか。

坂本課長。

○坂本農林課長 そうしますと、現在資料として提出させていただいております地域再生計画につきまして御説明をさせていただきたいと思います。

この計画につきましては、このたびの、今回の交付金の関係のところで改めて作成をした補助金の交付をまず受けるためのメニューということで作成した計画ということにはなりますが、こちらについて、高木主任のほうからちょっと説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○櫃田委員長 高木主任。

○高木主任 失礼します。この交付金が今年度よりデジタル田園都市国家構想交付金から、名称が新しい地方経済・生活環境創生交付金に変わりました。以前のデジタル田園都市国家構想交付金の際には各事業ごとに地域再生計画をつくるとなっていたものが、制度改変に伴いまして各自治体で1本でよいということに変わりました。それで、この所管をしております内閣府の方と打合せをしていたんですけれども、現在動いている市町村の総合戦略に基づいてつくってくればよいということですので、現在認定を受けています総合戦略の内容を、この地域再生計画のフォーマットに少し修正しながら作り替えたという内容になっております。ですので、内容に関しては、最初のほうの説明文章に関してはやや項目などは総合戦略とは変わっていますが、後半のK P Iなど、その点については総合戦略と同一のものとなっております。

○櫃田委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 この分につきましては、森林・林業拠点施設ですね。これの設計、建築に関しての要は財源となるというものでありますんで、この地域再生計画のほうを出していたいたんですけれども、具体的に再生計画の8ページですね、8ページの5の3、その他の事業というところからが、いわゆる7年度以降から5年間の日南町の総合戦略に基づいての再生計画というふうに捉えてよろしいんですかね、これはと思いますが。

それで、この再生計画自体はもう既に国に提出して認定されたものなんですか。

○櫃田委員長 高木主任。

○高木主任 すみません、正確な日付は覚えてないんですけれども、2月の末頃に内閣府のほうに提出しまして、3月に入ってから認定を受けたという認識をしております。ちょっと時期については多少ずれると思いますけれども、そのような日程で動いております。

○櫃田委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 いうのが、最後の11ページに計画期間ということで、計画の認定の日からというふうになってます。この後で結構ですんで、いつ認定されたかということを教えてやっていただきたいと思います。

でもって、今回の拠点整備なんですけれども、これについては、このメニューの中、その他の事業で8ページからずっと書いてありますけれども、このうちのどれに該当するものになるんでしょうか。

○櫃田委員長 高木主任。

○高木主任 それでは、まず、8ページのほうの産業を元気に、安定した雇用を創出する事業の中に含まれております、9ページ目のところの林業アカデミーを核とした林業従事者、デジタルを活用したスマート林業の人材育成で、続いて、すみません、外国人を含む人材の育成確保や職員の処遇改善への支援、人材育成の部分で該当をさせております。

(発言する者あり) はい。

10ページ目のポツの2つ目ですね、ヒメボタル、オオサンショウウオ等の自然資源、たたら製鉄や観光、鉱山跡地等の産業遺産、森林林業等の教育を生かしたエコツーリズムの推進に該当しております。

○櫃田委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 再生計画が認定されて、その後、実施計画を、実施計画というのはどういうスケジュールになるもんなんですか。

○櫃田委員長 高木主任。

○高木主任 実施計画については既に内閣府のほうに提出しております。採択に関しましては、国の新年度予算が認定された後に採択の結果が出るというふうに聞いております。

○櫃田委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 もうつくって提出してあるんだね。あつ、すみません、それももらったらよかった、それが欲しかった、ごめん。それはすぐ出ますよね、後でまた下さい。提出をお願いしたいと思います。

それで、いろいろと、何ていうんですかね、私が一番懸念しますが、この施設を造って、改修してアカデミーの研修生が泊まるということになりますと、結局、予算の説明資料の中の新規事業にも書いてあるんですけども、要は、どこだ、これこれ。（「134ページ」と呼ぶ者あり）うん、134ページですかね、この中の解決策というところでありますけども、遊休施設であるかすみ荘を改修し、林業アカデミーの講義室も兼ねた森林教育の拠点及び主に林業アカデミーの学生を対象とした単身用住宅を整備するという、主にとはあるんですけども、ここの林業アカデミーの学生さんというところが、これを主にとという言葉で逃げてるのかもしれませんが、実際問題として、林業アカデミー以外の方がここに入って住むことについての問題点はないというふうに捉えてよろしいですか。

○櫃田委員長 坂本課長。

○坂本農林課長 今回、主にというふうに書かせていただきましたのは、財源としまして国の交付金を使うというところと森林環境譲与税を使うというところで、内装等、基本的には鉄とか、そういったものを、金属を使うわけではなくって、内装も当然、木質化ということで、町内の木材を使ってということでは考えておりますが、財源的にもそういった部分がありましたので、主にというふうには書かせていただいております。内閣府のほうからは、定住というような形で長期間にわたって住むということは事業上難しいというふうには伺っておりますので、ですので、期間的には2年間までというような捉え方はしておりますが、その間であえて基本的には、アカデミーの生徒を入れていくのが基本というふうには考えておりますが、空いているところに関しては、その他で、農業研修生であったりといった方も入れていきたいというふうには考えております。

○櫃田委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 町内にも今、短期的な宿泊の施設はあるわけですし、新たなものができることによって、逆に、今ある施設に入居されてる方々をこちらの新たな施設に入れることも

できたら、既存のものがまた別な意味で使いやすくなるのかなという思いもあったりして、結局、いろいろな制限がかけられておると、空室ができてもうまく回らない可能性が十分にあるんじゃないかと、そこを一番懸念するんですよ。

ほんで今、期間のことはもう２年間までというようなこともおっしゃってましたけども、そこら辺りも本当だったら２年間という期間に限らずに、いわゆるワンルームぐらいの面積なんで、都会でいえばそこにずっと住み続けるっていうのが当たり前なんですよね。そういうようなところも考えて、期間的な制限も設けずに、町外から産業の振興のための人材を移住してきていただいて住んでいただくという、美しい話になるんじゃないのかなと思うわけですし、極力、この施設を建築するに当たっては制限のないものを使っていたきたいなという思いがあります。何ととっても今、一番町内で問題になってるのが、移住者を、移住してきていただくために、やっぱり住宅の問題が一番大きな問題になっているという認識がありますんで、それを解決するための一つの大きな、新たな施設になると思いますんで、単独で物事を考えててしまうと、非常にまた不具合が融通性のないものになってくることがあって、全体像の中でやっぱりこの施設というものを位置づけていかなければならないのかなと私は思っておるところです。

ということで、細かいことをいろいろと聞いたんですけども、できれば本当に、どうしても制限がかかるとすれば、この新たな交付税ですね、新しい地方経済の交付金、これを本当にここに使わなければならないものなのかというところがちょっと心配、別のものを充てていただければ一番いいのかなと思ったりもするんですけども、そこら辺りが可能性があるものかどうか、もうこれで向かっておる、もう実施計画もつくって提出してあるとなると、なかなかもう曲げられないものですから、本来はもうちょっと丁寧な説明を議会にもしていただきながら、そういう計画書を出すべきものじゃないのかなと私は思うんですけども、出してしまったっていう中で予算要求、何か今から断るに断れんみたいな何とか、そういうような気がします。ちょっと申し添えておきます。以上です。

○櫃田委員長 答弁はよろしいですか。

○岩崎委員 ちょっとあれだね、もうちょっと何とかやってみますけえとか、ああいうふうなことがあります。

○櫃田委員長 坂本課長。

○坂本農林課長 委員おっしゃられるとおり、町内で住宅っていうのが不足しているっていうところは、もうかねてからの懸案事項だというふうに思っております。今回、有利な財

源を使いつつ、町の貴重な財源も使いつつというところで、この事業を事業化に向けて今、実施計画等を出して認定を待っているところであります。正直なところ、もし事業が通りましたら、この交付金をかすみ荘には活用していきたいというふうには考えております。ただ、やはりおっしゃられたとおり、制限がある施設ばかりで、本当そこが十分に活用できないというのは、せっかく施設があっても宝の持ち腐れではないですけども、一番そこが重要なことだと思いますので、ここでいただいた意見につきましては下に下りまして共有しまして、やはり町営住宅であつたりとか町が管理しているものについて、もう少し有効に、また、町営住宅等につきましても、森林環境譲与税で木質化をさらにされてとかって使用されてるところもございます。町にそういった財源も毎年来る部分がございますので、そういったものも十分に活用しながら、より移住者の方であつたり、日南町で定住を望まれる方が使いやすい住宅施策っていうのは考えてまいりたいと思います。

○櫃田委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 まず、ちょっと確認させてもらいたいのは、寮に住むのは2年間までということで、その縛りはどこから出てくるのか。ちょっとほかの資料も頂いてるので、その中に載ってるのであればですけども。

○櫃田委員長 高木主任。

○高木主任 要綱、要領、まだ要綱は定められてないんですけども、最初の説明資料、内閣府が示している説明資料などを読みましても、そのような文言は出てきません。実施計画をつくる段階において内閣府の担当の方と打合せを行いまして、その際に住宅、あくまでも人の移動などを促進して、地方を創生するという目的ですので、なので、そこにずっと定住し続けてる場合には、中央から人を呼び込むためっていうのが短期間でもう終わってしまう、埋まってしまうと終わってしまうという解釈になるので、どんどんどんどん施設を回転させていって、人の流れを促進させるという運用ではないと認められないという回答をいただいております。

○櫃田委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 なるほど、分かりました。確かに入れ替わりがあれば、ずっと移住定住に役立つという、そういう考え方なんですかね。

それで、あともう一つお聞きしたいのは、頂いてる資料のオンライン制度説明会資料というほうで、8ページに対象事業が書いてあって、優先順位の高い低いっていうようなことが書いてあります。この表でいうと、どの辺りを狙って申請されてるのか、ちょっと教

えてください。

○櫃田委員長 予算審査フォルダー。（発言する者あり）

高木主任。

○高木主任 すみません、8ページのところの優先順位のことについての質問という解釈ですけれども、採択を受ける際に優先順位が高くなるかどうかという項目でして、この点についても、日南町が計画しています計画でこのような優先順位などの採択を受けれるかという打合せは行いましたけれども、重点テーマについては、今回の内容では該当しないだろうというふうに言われました。

2つ目の、そうですね、SDGs未来都市計画についても、これは日南町つくってましたので、こちらのほうは該当するかと思ったんですけれども、次期の総合戦略に合わせて、SDGsの未来都市計画のほうもその中に位置づけるという形で新しく進めているということなので、現段階だと、SDGsの未来都市の計画というものが切れてる状態になっているという解釈のようでして、これも受けられないというふうに回答を受けております。

○櫃田委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 そうすると、何かどれで採択されるのかなっていう感じがするんですけれども。あと、その少し上に、②の2番目にソフト事業拠点整備事業、インフラ整備事業のうち、複数の種類の事業を組み合わせるという事業というものもあるんですけれども、これには該当するんですかね。ちょっと予算が、これ2億5,000万円が設計と建設に全部使われてしまってるんですかね。そうすると、この2番目のソフト事業との組合せっていうのも該当しないっていうことなんでしょうか。

○櫃田委員長 高木主任。

○高木主任 今回予算で上げさせていただいたものは施設整備のみになりますので、これはハード事業になってきます。ただ、これは2か年の計画をしております、1年目でそういう施設のほうを整備して、2年目以降に森林教育などを使って、エコツーリズムなどを行って町外から人をどんどん呼び込んでいく、そういった方向を考えてますので、そちらについてはソフト事業として上げる予定をしております。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 施設を造るときの、後の特に家賃のことですけど、今回12部屋から9部屋になって、A、B、Cと3ランクになったわけですけども、Aが3万、Bが3万2,000

0円、Cが3万5,000円ということですけど、今現在アカデミーの方で石見西とかお試し住宅とか、それ以外に町営住宅、民間、幾らぐらい支払っておられるんですか。にしては、私が思うのは、高過ぎるんじゃないかなという思いがあるので、ちょっと聞いておるんですが。

○櫃田委員長 高木主任。

○高木主任 家賃の設定に関しても、内閣府の方と打合せをした際に、地域の相場に合わせるようにという指示がありました。そのため、ひだまりの家と相場を合わせております。ひだまりの家に関しては、家賃が3万円となっているんですけども、ただ、光熱費ですとかインターネットの契約料、そういったものも込みの値段となっております。なので、同じような形の値段設定を考えております。部屋の広さについては、ひだまりよりも広い部屋もありますので、そういったところについては3万5,000円というふうで少し高めに設定しております。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 私は、民間の方で事業所に勤めてどうのこうのよりも、これはアカデミーということで本当に生徒なんですね。研修してる、実際には収入も研修費用で多額でありません。補助もありますけども、せっかくいい物件でされるので、特にアカデミーを中心にされるので、やはりその辺、参考に聞きたいんですけど、島根の林業大学校、よくテレビで出てます。あれも一つの魅力だということで、日南町も寮を造らないかんということですが、島根の寮の金額は幾らぐらいでしょうか。隣です。

○櫃田委員長 坂本課長。

○坂本農林課長 島根の林大の学生寮でございますが、ホームページのほうを見たりしますと月9,000円と。（「でしょう」と呼ぶ者あり）光熱費等は別途でというふうにはなってるんですけども、9,000円ということになっております。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 島根の林業大学校はもうテレビコマーシャルでされておまして、それについて、日南町は町がやっとなんと、あつちは県がやっとなんですね。兵庫県も、山崎も寮があります。今聞いたら9,000円でしょう。いや、それに比べたら、もう3倍以上なんで、それで、国からは地域、それは民間のことであって、やっぱり研修生であつたら、もう一遍検討すべきじゃないでしょうか。これほど森林環境譲与税でいただいておりますので、その辺は、それぞれ林業の方がおられれば、100万ぐらいの交付金に来るように聞いて

おりますんで、もうぜひともそれ再考すべきだと思うんですが、どうでしょう。

○櫃田委員長 坂本課長。

○坂本農林課長 この交付金を頂く中で自立性というところも、やはり事業としてどうしても言われる部分がございまして、正直、ほかの林大とか見ますと、1万円とか1万ちょっととあっていうようなところが多いのは承知しております。日南町で設置をした場合に3万円っていうのが、ほかの林大というところに比べては高いっていうところはあります。県立であるのか、町立であるのかというところで違うところはあるのかもしれませんが、日南町で過去アカデミーに入られた方は大体3万円とか、石見西に入られても、いろいろ込み込みで3万円弱のものを払われてきたというところで、その中でも日南町を選んでいただけたというところがあるかと思っております。そういったところもございまして、町の施設、金額等も勘案しながら今回は3万円というところをベースで考えたところでございます。

○櫃田委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 この交付金を使うに当たって、当初、人流の交流を活性化するために1年しか居住できないということがありましたが、途中から何か2年でもいいらしいよというような話が出たんですが、これ正式にはもう本当1年なのか、2年なのか、そこをちょっと教えていただきたいと思います。

○櫃田委員長 坂本課長。

○坂本農林課長 内閣府のほうと話をしている、打合せ等をした中でも2年というところの。（発言する者あり）はい、出ておりました。今回、主にアカデミーの生徒を入れてくというところで、2年以内という考え方の中で、アカデミーであれば1年で交代をしていくというような形で今のところは考えております。

○櫃田委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 やはりこのたびの林業アカデミーの寮という形であるわけなんです、一番懸念するのが、先ほども同僚委員も言いましたけど、その2年の縛りというのがあって、本来は本当、昨日も言いましたけど、日南町の求める住宅像というのがはっきり共有されていないのではないかというのを大変懸念します。今まで私たちも意見として言ってきたわけなんです、住宅が足りない、そういった寮を造るのは大切ではあるけど、その過不足というのが、当然、林業アカデミーも年度によって入ってこられる人間が少なくなることもあるということ。そうすることによって空き室が出るという、大変無駄というかな。今、ひだまりの家とか石見西とかも併用しながら、今の状況ではやっているわけなんです

が、その空きができるということで、また次の方がそこに入ってくることができるということは大変理解もするわけなんですけど、ただ、ここを林業アカデミーの寮として2年縛りというのがやはり物すごく気になるんですよね。それって、将来的に活用する上によって大きな弊害があるんじゃないかなというのが大変懸念しております。

それから、ひだまりの家のおきにも県内の方は住めない、県外でないと駄目だという縛りがあったのが大変弊害になってきとるというような経緯もありますので、そこで、その交付金を使うのが妥当なのか、妥当でないのかというのを懸念します。

それと、この居住室の広さですね。前、12室のときは21.6平米の居住室で提案されて、それが、このたびはそれを全部廃止して、最低で28.8平米だということ。これは違いますけど、あかねの郷の寮のほうは1部屋10平米強、ちょっとこれは狭いんじゃないかという提案もしたんですけど、ほかの福祉施設の寮を見たらこれで十分だということだったという説明を受けておりますが、これはまた後ほど委員会のほうで調べたいと思いますが、この広さというのが特にCという、43.2平米というのは大変広いと思うわけ。それが1年だけの学生のために用意した広さとして本当に妥当なのか、妥当でないのか。これも定員が12名ですか、今、アカデミーの定員が12名で、それがここに9室しか準備できていないということ、この43平米から成る部屋をもうちょっと融通して定員に近づけるような工夫も必要ではないかと思う。そういった点は大変、自分は疑問に感じておるわけなんですけど、その点はどうでしょうか。

○櫃田委員長 坂本課長。

○坂本農林課長 今回9部屋にして、こういう間取りということで御提案をさせていただきました。正直な話ですね、ここをもう少し分けてというような形で間取りをする場合に、建物上このような区割りをしないといけなかったというところもございます。結果、面積として一番広い部屋が43平米というところで、非常に広いというところではあるんですけども、いろんな林業アカデミーのほうを見てこられたアカデミーの先生、教師のほうも、やはり小さい部屋っていうのは仕方がないのかもしれないですけども、どうせ、どうせといいますが、1年住んで、きちんと勉強するんであれば快適な環境のほうよろしいということは本当、かねてから言っておられまして、そういった意見を踏まえたところで、それと間取りの実際、ここの居住室Cというタイプのところなんですけども、ここを2つではなくて3つにするというようなこともできないかということは相談をしてみたところ、ここは、ちょっと構造上3部屋にすることはできないというところもございます、じゃ

あ、その中で一番大きい部屋を取るには、一番小さい部屋を取るにはというところで、2室を1つにするというところに落ち着いたというようなところでございまして、検討のほうを、12に近づけるような検討のほうもしましたが、事業費の予算と含めまして検討した結果、今回は快適性というところを担保したところで見ると9部屋ということで今計画をしているところでございます。

○櫃田委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 それは多分、学生にとって広いにこしたことはないと思いますが、日南町全体と見て、今度、あかねの郷のほうの外国人と、今の提案では高校生の寮とも兼ねたような説明をされていますが、そこが10平米ということは、これは不快適だということで、快適でないということで、それに対して議会とすれば、こちらのほうの日南町全体の居住環境という面からいったら、それはよしとしないというような提案をする必要があると思うわけなんです。だから、そういった面も踏まえて、この環境が変えられないという条件がありながらも、やはりちょっと少な過ぎるのかな、もっとはっきり言ったら学生によって、今、先ほど出ましたけど、家賃を格安で、この部屋を2つにした当初の20平米、21平米かな、21.6平米というのが当初はあったわけなんですけど、その部屋をつくることによって、要するにこの42平米の部屋を2つにして、それを、家賃を割安にして、そこでもどうですかというようなことで、安いほどは優遇しますよということで、定員分の確保もできると思うわけなんですけど、そういった選択肢を設けることも十分だと思いますし、福祉会のほうは5年間住んで10平米、ここは1年しか住めないのに……。

○櫃田委員長 簡潔をお願いします。

○近藤委員 はい。1年しか住めないのに40平米、その辺が物すごく疑問に感じております。その点、再考というかな、もう一度ちょっと考えてみる余地はあるとお考えですか。

○櫃田委員長 坂本課長。

○坂本農林課長 おっしゃられるとおり、12の定員に対して12部屋を設けて、より来られる学生さんに負担がないように家賃を安くするというところも検討してまいりました。しかし、やはりアカデミーっていうところが全国的にも、町営ではまだ全国2校目というのはないのかもしれませんが、やはり需要が高まってきていたというところもございまして、寮を完備するというところの中で、どこも面積を聞くと19平米だとか、ちっちゃいところがあって、そういったところは、やはりなかなか寮としての魅力は薄いというところがございまして、そういった中で今回は最終的にこの面積というところで今、事業提

案のほうをさせていただいているところでございます。

あふれた3名の方はどうするのかというところは、既存の施設を活用しながらということにはなってしまいますが、それと住居の期限が2年間とかいうことで、町のひだまりにしても、石見西にしても、期限が決まっているかと思います。そういったところ、昨日の建設課の話でも、やっぱり住宅の運用について柔軟な体制も考えていきたいというようなコメントがあったかというふうに思います。そこら辺は町全体の住宅施策として考えていて、より本当、受け入れやすい体制というのをつくってはいかないといけないというふうには考えておりますので、ただ、今回、今、事業提案とさせていただいておりますのは、この9部屋でアカデミーの生徒を受け入れたいというところで御理解をいただければというふうに思います。

○櫃田委員長 よろしいでしょうか。

それでは、これで農林課の再開を取りを終了いたします。

確認ですけれども、国に提出した計画書の内容、写しですね、それから報告事項として認定日の日付の報告をお願いします。

以上で終了いたします。お疲れさまでした。

ここで暫時休憩とします。再開を11時45分といたします。

〔休 憩〕

○櫃田委員長 予算審査を再開します。

地域づくり推進課の再開を行います。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 山里L o a dにちなんの委託費の設計書のほうを提出していただきました。

その中で何点が質問をさせていただきたいと思います。

予算書を見ますと、もともとが山里L o a dに委託する業務として、観光の部分と、それから移住定住の部分という、大きな2つの枠の中で業務のほうを委託しております。でもって、7年度につきましては、トータルでいきますと、昨年に比べると2,300万ほどの減になっております。その根拠としては、移住定住部門の結局、要は町が補助金として交付しておりました住宅改修の補助とか空き家のリノベーションとか、そのような本来、町がすべきことを山里L o a dに委託しとった補助金の部分も含めての委託料、それが下がった、なくなったということが予算上は読み取れるんですけれども、私ちょっと質問したいのが、山里L o a dに町としてこれ何ぼということで業務を委託するわけであります。

昨年の業務より7年度の業務のボリューム、これが減つとる中において、人間的なもの、その辺が変わるのかどうか。恐らくこれ見る限りは、特に人員が減になったとかいうことではないと思います。ですから、一般的に委託業務というのは、これ何ぼ、これだけの仕事をしていただきたい、見積り頂いて、これは、じゃあ、8,000万で受けましょうというのが道理なんだけれども、今はもう全てが、町が積算したものによって委託料を設定しておるわけですね。

もうちょっと分かりやすく言うと、役場の中においても各課の職員がおります。その仕事量が減れば、その人はちょっと違うセクションに行って、違う仕事をするというのが普通の考え方だと思うんだけど、仕事量によって、人件費の人の配置とか、そういうものが今回この見積りの中には上がってるのかどうか。ボリュームは、もう仕事量は減りますよね、それでもって人員の配置というのはどうなってるか、それを伺います。

○櫃田委員長 安達室長。

○安達室長 失礼いたします。岩崎委員おっしゃいました山里L o a dの委託料につきましてですが、まず、この委託料のほうを決めていく過程のお話ですが、予算編成前に山里L o a dにちなん、法人のほうから予算要求を本課に対して上げていただきます。課内のほうで、その業務量、予算額というものを査定させていただいた上で、町の予算査定のほうに向かっていくというような流れをさせていただいてます。設立以来3年間ということがたちますけれども、若干この委託業務というものが通常の委託業務と比べましていびつなものにはなっております。といいますのが、山里L o a dに今年度予算のほう、前回お示ししましたように計上させていただいておりますけれども、通常の委託業務ですと、その業務が完了しましたら、委託契約書に従ってその委託料をお支払いをしているというのが一般的ではございますけれども、山里L o a dにつきましては1年業務に携わっていただいて、精算をして年度末に不用額が出た場合は、全額、町のほうにお返しをさせていただいております。まず、このことにつきまして1点を説明させていただきたいと思います。

また、先ほど予算額、大幅に減少しております。前年度に比べまして2,353万円の予算額減となっておりますけれども、こちらの要因としましては、先ほどもおっしゃられましたとおり、空き家バンク関連の補助金について昨年度2,140万円を予算計上させていただいておりますけれども、この業務ですね、実際3年間やってみまして、空き家バンクに伴って、法人のほうがその補助金制度の説明ですとか活用に係る交付申請のお手伝い等をさせていただいておりますけれども、実際に交付決定をしたり、額の確定をする

のが行政ということがございまして、その辺の手間を解消するために、実態としての事務的なボリュームは変わりませんが、町のほうに予算を、地域づくり推進課のほうで、今年度につきましては1,400万円の予算を、直営の予算として計上をさせていただいたものです。

人員に係る御質問につきましては、山里L o a dの職員、理事長、理事含めまして常勤の職員が9名ございます。令和7年度においても、この9名の体制で業務に携わることにしておりますが、業務量といいますのは、この金額は大幅減とはなっておりますけれども、令和6年度と変わらないというように原課としては考えておりますので、そのまま9名の配置ということで差し支えがないというふうに認識しております。以上です。

○櫃田委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 先ほど年度末に実績を見て精算をする行為があるんだよということで、予算的にはしっかり執行されるかどうかチェックをすると、それで余れば返していただくようなことになるわけですが、それは、ここに書いてありますいろんな事業、実施していただく事業が、経費が不要であればその部分は返していただくにゃいけん、当たり前ですけども、その中に、人件費に係る部分っていうのも精算の対象になるわけですか、ほんなら。

○櫃田委員長 安達室長。

○安達室長 総務管理部門にございます人件費に係る部分も当然、不用額が出ましたら返還をいただいております。以上です。

○櫃田委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 あ、そうですか、人件費についても精算。じゃあ、細かく、もう給与を払う中でそれこそ社員の、職員の方は年収、何、例えば350万とかいうラインがあったとすれば、それが、じゃあ、減るわけですか。

○櫃田委員長 安達室長。

○安達室長 当該年度、令和7年度についてお話ししますが、7年度に係る人件費、給与の部分は、その予算要求時点で、前回もお話したように、日南町の給与表に準じたところで全員が1級の位置に属しておりますけれども、職階でございまして、ある程度固いところで給与自体はもう抑えております。若干変動がございまして、手当に係る部分となりまして、手当の部分については、枠予算という言い方が適当ではないかもしれませんが、ある程度の法人全体としての枠で予算を取らせていただいておりますの

で、そこで実績に応じて不用額が発生した場合は返還をいただいているところです。以上です。

○櫃田委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 具体的に言うと、役場の職員でいうと期末手当、勤勉手当的なものということになるんですね。なかなか厳しいですね、そういう意味でいうと。それをどう評価するかによって、それを評価するのは、最終的には、人件費が下がったとすれば、法人の管理職的な方がするんでしょうけども、何となしか微妙な感じはするんですけども、そこら辺りの結局、人件費を、どういうんでしょうかね、本来であったら自主で事業的なところ、要は自分とこの役場だけじゃなくって、ほかの仕事もしながら、営業をしながら収益を上げていただくというのがもうやっぱり必要だと思うんですよ。その頑張りようによって職員が増えたり、あるいは給与が増えたりというようなところがやっぱり原則ではないのかなと思います。ですから、法によって云々って、それは別な話であって、やっぱり仕事量が減ったり、増えたりするわけとすればですよ、違うところでその分を稼いでこにゃいけんかとか、そういうような、本当に自分で運営できるような仕組みをつくっていかないと、いつまでたっても山里さんだって、言われることを受けて、そのままやりやあええがなぐらいなところで進歩がないんじゃないのかなと思います。

分かりました。それは自分の思いだけであって、今の設計と精算の仕組みについては理解しました。ありがとうございました。

○櫃田委員長 よろしいでしょうか。

岡本健三委員。

○岡本委員 いや、山里L o a d以外のこともちょっと、せっかく来ていただいているんでお聞きしたいんですけども。

○櫃田委員長 どういうことでしょうか。

○岡本委員 ガバメントクラウドのことにに関してですけれども。（発言する者あり）もしほかに山里L o a dの質問があるんだったら、後にしますけど。

○櫃田委員長 山里L o a dに関してありますか。（「ない」と呼ぶ者あり）

許します。

○岡本委員 あ、よろしいですか。

○櫃田委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 先ほどのガバメントクラウドのことについて、先ほどベンダーがもうガバメ

ントクラウドのほうにしか対応できないというようなお話もあったんですけども、ちょっと参考までにお聞きするんですが、近隣の自治体、市町村はないのかもしれませんが、広域連合などでガバメントクラウドに移行しないという選択をしているところはないんでしょうか。

○櫃田委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 すみません、正確なことを申し上げることはできませんが、今、県内の状況を把握している限り、ガバクラのほうに移行しないっていう選択をした自治体っていいですか、公共団体はあまり聞いておりません。以上です。

○櫃田委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 それは我々のほうもはっきりと確認したわけではないので、何とも言えないんですけども、ちょっと移らないというような話も聞いておりますので、可能性はあくまでもあるんじゃないかなというふうには感じられます。

それと、もう一つの点は、お聞きしたいのは、二重業務を今回、標準化してガバメントクラウドに移すということなんですけれども、先ほどいろいろメリットは教えていただいたんですが、デメリットとして、標準化してしまって、その仕様書に沿って全部やっていくということになると、今度、町独自の施策というのが非常にやりづらくなるんじゃないかなというふうに思います。例えば国民健康保険って言ってたものも入ってるわけですから、この二重業務の中に、これは都道府県化ということを言われてますけれども、依然として都道府県化実現しておらず、保険料も町ごとに違うわけですし、介護保険なんかもそうですけれども、こういった業務は、やりづらくなるということはないんでしょうか。

○櫃田委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 業務のやりづらさっていうところで申し上げますと、先ほど委員おっしゃられましたように、基本的な部分につきましては、国が示した標準化っていうところで固められておりますので、これまで日南町が独自でサービスをするために開発してきたシステムっていうところは、この標準化外のものとなります。そういったところと連携をするっていうところも前提で、担当者の中でどういった業務があるのかっていうのを洗い出してきた経過もあります。そういった中で町民の皆さんに御迷惑をおかけしないような運用の仕方っていうのも今現在、担当者と今、町が契約してる先、地域づくり推進課も踏まえて協議を行っておりますので、やりづらさっていうところは出てこようかとは思いますが、もちろんそこがデメリットっていうことになろうかとは思いますが、町民の皆さんに御負担に

ならないように、今までできてたサービスができなくなるっていったことがないようには努めてまいりたいと思っております。以上です。

○櫃田委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 なかなかちょっと具体的な話がここの場ではできないんで、何ていうんですかね、分かりづらいんですけども、例えばもう端的に国民健康保険、保険料違いますよねっていう場合には、その部分は標準化の外側になるのか、それとも標準化の中にそのぐらいの、何ていうんですかね、保険料を入力するというか、そのときに入力するというか、そのぐらいの自由度は認められているのかとか、ちょっとその辺りのことも教えてもらえるといいんですけども。

○櫃田委員長 12時になりましたけども、予算審査を継続します。

榎尾室長。

○榎尾室長 委員御存じのとおり、国民健康保険税に関しては、税法上で動いている部分となりますが、各市町村によって税率であったりとか、こういったところは決めれるようになっております。いわゆる地域の保険料に合わせた、保険に係る経費に関して税金を集めるということに、仕組みになっておりますので、そういった部分、市町村で決めないといけない部分っていうのは、いわゆるパラメーターっていうような状況にもなってますので、基本的なパッケージというところで申し上げますと、全国一律同じような仕様が動きますが、個々自治体で判断しないで、個々の場合は、保険者で判断しないといけない場合については、そういったことができるような仕様となっております。以上です。

○櫃田委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 そしたら、例えば国保税の話でいくと、免除というものもあるわけですね。今、国が未就学児の半額、割の免除……。

○櫃田委員長 岡本委員、このガバメントクラウドについての質疑をお願いします。

○岡本委員 ですよ、ですよ、ですよ。そういう独自の免除制度などを設けることも、ガバメントクラウドの中で可能になってるという理解でよろしいですかね。

○櫃田委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 すみません、個々業務に関してのきちんとした仕様書の内容が、すみません、頭に入っておりませんので、明確な回答はできませんが、繰り返しになりますが、自治体として最終的に決定をしてその数値を入れないといけないですとか、そういったものに関してはもちろん自治体が判断して入れるようになりますんで、そういったものは備えられ

ているものと思います。すみません、ちょっと明確な回答ができませんが、そのようになっています。以上です。

○櫃田委員長 よろしいでしょうか。

それでは、地域づくり推進課の再聞き取り、予算審査を終了いたします。お疲れさまでした。

委員の皆さんは、審査意見の締切りは本日 17 時としますので、事務局へメールでお願いします。

明日は 13 時から総括を行います。

これで予算審査を終了いたします。お疲れさまでした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日
委員長

副委員長